

# 参考資料①

参考資料

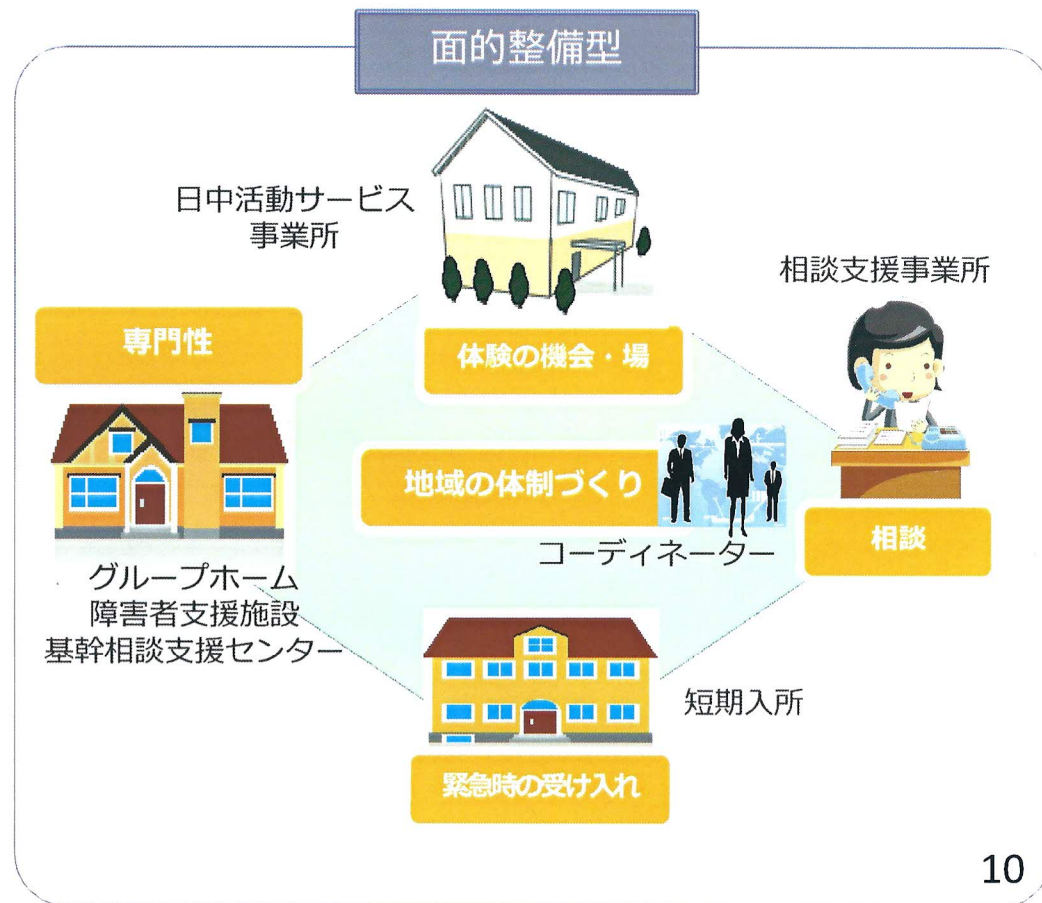
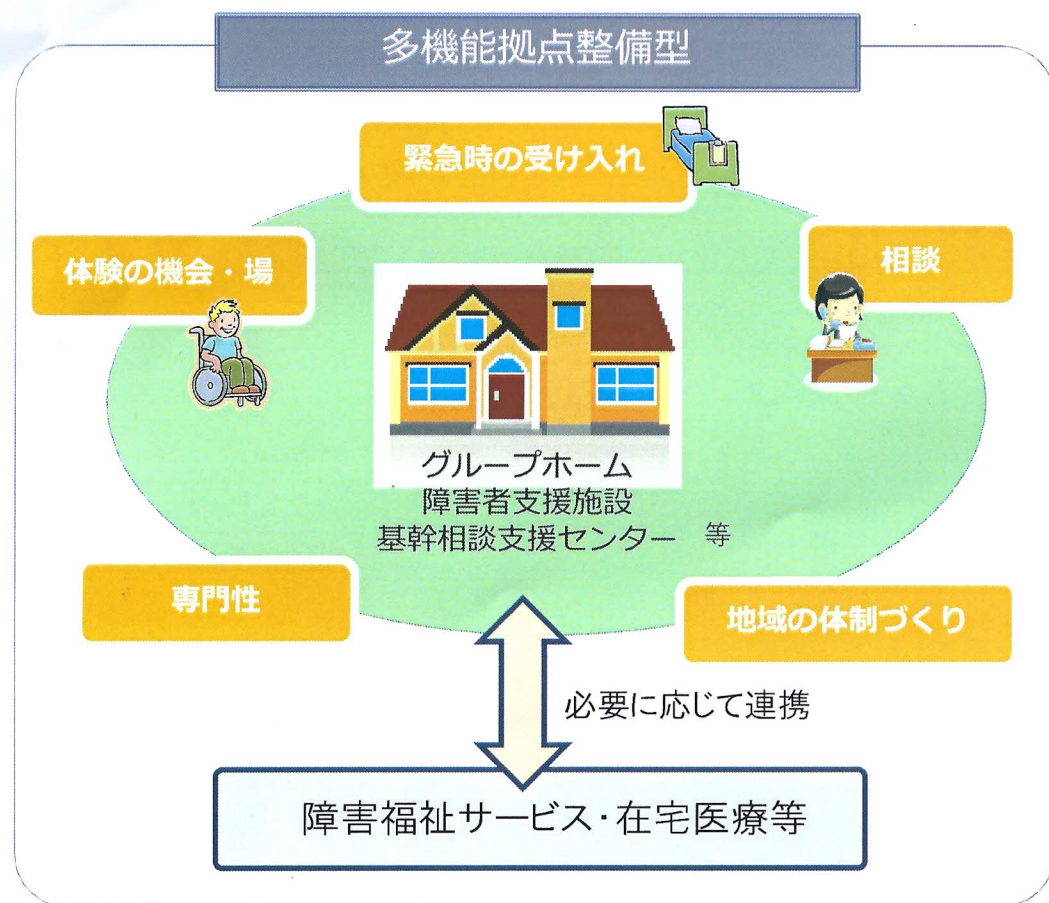
- (1) 常時介護を要する障害者等に対する支援について
- (2) 障害者等の移動の支援について
- (3) 障害者の就労支援について
- (4) 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について
- (5) 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
- (6) 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について
- (7) 精神障害者に対する支援の在り方について

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



# 従業者資格と報酬算定の取扱い

- 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者及び従業者に必要な資格要件は以下のとおり。

		訪問介護（介護保険法）	居宅介護（障害者総合支援法）	重度訪問介護（障害者総合支援法）
人員基準	サービス提供責任者	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 （3年以上の実務経験必要）※1	訪問介護基準 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者 （3年以上の実務経験必要）※2	居宅介護基準と同様
	ヘルパー	介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者	訪問介護基準 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者※3	居宅介護基準 又は 重度訪問介護従業者養成研修修了者

- ※1 平成30年までは30%減算の対象となり、平成30年以降任用要件から除外  
 ※2 本要件は暫定的なものであり、早期にこれに該当する研修受講や資格所得に努めることと規定  
 ※3 本要件は訪問介護では報酬上の評価を廃止

- 介護保険の訪問介護においては、サービスの質の向上を図る観点から、従業者の資格要件を段階的に引上げ。

○ **サービス提供責任者における「実務経験3年以上の介護職員初任者研修課程修了者」の取扱い**

平成24年度～平成26年度まで 10%減算  
 平成27年度～平成29年度まで 30%減算（一定の要件を満たす場合は減算を適用しない（平成29年度末まで））  
 平成30年度 任用要件から「実務経験3年以上の介護職員初任者研修課程修了者」を廃止

○ **訪問介護員3級課程修了者の取扱いについて**

平成15年度～平成17年度 10%減算  
 平成18年度～平成20年度 30%減算  
 平成21年度 報酬上の評価を廃止（現に従事していた者は1年の経過措置）

# OJTの評価について

- 訪問系サービスのOJTについては、特定事業所加算で評価している。

## 【特定事業所加算の算定要件】

- 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅳ）（①～③に適合） 所定単位数の5%

### ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）

→ 新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。

② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）

③ 重度障害者への対応（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）

- 特定事業所加算の取得状況は以下のとおりである。

サービス種別	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算Ⅲ	計
居宅介護	3.0%	10.4%	1.0%	14.4%
重度訪問介護	4.7%	2.4%	2.0%	9.1%
同行援護	0.4%	9.9%	0.2%	10.6%
行動援護	13.5%	10.7%	2.1%	26.3%

# 重度訪問介護とパーソナル・アシスタンスについて

	重度訪問介護	イギリスの ダイレクト・ペイメント	スウェーデンの パーソナルアシスタンス
事業主体	指定事業者(法人)	地方自治体	個人(利用者)
対象者	<p>障害支援区分4以上に該当し、次の (一)又は(二)のいずれかに該当する者 (一) 二肢以上に麻痺等がある者であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p>	<p>①障害者であること ②16歳以上であること ③地方自治体による審査を受けていること</p> <p>※地方自治体による審査の結果、必要とされる金額が決定され、その範囲内で利用するか、自費でサービスを追加する ※用途に制限はない。</p>	<p>永続的な障害であることが必要 65歳未満で、 ①発達障害、自閉症等 ②成人後の外傷、身体的疾患に起因する脳障害による重篤、恒久的な知的機能障害 ③通常の高齢化によらない他の恒久的な身体的、精神的機能障害のいずれかを持つ者であること等 ※65歳以上で初めてパーソナル・アシスタンスの決定を受けることができない</p>
サービス提供方法	障害福祉サービス事業者が利用者とのサービス利用契約に基づきヘルパーを派遣	①利用者の直接雇用、②サービス事業者から派遣によりパーソナルアシスタンスと呼ばれる介助者を派遣	①利用者自身が募集したヘルパーとサービス利用契約を締結 ②サービス事業者からPAを派遣
提供されるサービス	入浴、排せつ、食事の介護、移動支援などを総合的に提供	利用制限無し(personal budget の範囲で自由に使用できる)	食事等生きる上で不可欠なことだけでなく、趣味等不可欠ではないことを行う場合も含めて、手となり足となる ※医療行為は含まれない
ヘルパーの要件	居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者	ケアラーとしての資格が必要	公的な教育等は無く資格もない
報酬	1,830円(1時間未満) ※1単位当たり10円で計算	通常の賃金(データ無し)	1時間当たり284クローナ(2015年)